各務原市おくやみハンドブック広告付物品提供者選定委員会設置要綱 (令和4年10月6日決裁)

(設置)

第1条 各務原市おくやみハンドブックを発行するに当たり、各務原市おくやみハンドブックに広告を掲載して市へ無償で提供する民間事業者(以下「広告付物品提供者」という。)を募集し、その選定を公平かつ適正に実施するため、各務原市おくやみハンドブック広告付物品提供者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。(所掌事務)

第2条 委員会は、広告付物品提供者の選定に関する事項を審議する。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 企画総務部長
 - (2) 市民生活部長
 - (3) 市長公室広報課長
 - (4) 企画総務部企画政策課長
 - (5) 市民生活部市民課長
 - (6) 健康福祉部福祉政策課長
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、企画総務部長をもって充て、会務を総理する。
- 4 副委員長は、健康福祉部福祉政策課長をもって充て、委員長の職務を補佐し、又は代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 (関係者の出席)
- 第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意 見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

定める。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和7年5月22日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。